

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	天皇霊の考察その二：記紀・続紀をめぐって
Sub Title	
Author	津田, 博幸(Tuda, Hiroyuki)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1986
Jtitle	三田國文 No.6 (1986. 12) ,p.1- 8
JaLC DOI	10.14991/002.19861200-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19861200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

天皇靈の考察 その二

——記紀・続紀をめぐって——

津田博幸

序

本稿は、折口信夫の天皇靈論について、前稿⁽¹⁾の学説史的考察に引続き、その学説の内容に立入って検討することを意図するものである。そのために最初になすべき基本的作業は、折口学説の内容と射程の深さを正確におさえつつ、記紀の用例が折口のいうような意味に読めるのかどうかを検討することである。天皇靈論の概要と形成過程はすでに前稿で示した。周知のことだが、天皇靈論は大嘗祭を中心とした天皇家の儀礼と神話の解析を一方の柱としている。従って、語彙の検討だけでは学説全体を検討したことにならないと筆者は考えるが、そこから始めるべきであることも間違いない。本稿では、そのような見通しのもとに考察を進めてゆきたい。

一

すでに前稿でふれたことだが、折口信夫の天皇靈論には、『古代研究』の後に次の二つの説が加えられている。ひとつは、祝詞などに現れ、皇室の祖霊だと考えられるカムロギ・カムロミまたはスメ

ロギ・スメロミを天皇靈だとする説⁽²⁾、もう一つは、神祇官西院の齋戸殿を天皇靈の鎮齋所だとする説⁽³⁾である。「上代葬儀の精神」から前者を引用しておく。

我々の考へでは、天皇陛下の御魂、と抽象的に言つて、天皇陛下の聖躬に這入る魂を考へて居るのですが、今一步進めて見ると、祝詞に出て来る、神漏岐・神漏美の命といふ語が、その魂を意味するらしいのです。かむろぎ・かむろみと同時に、一方すめろぎ・すめろみといふ語があります。(中略)祝詞の使ひ方でも時々違つて居ますが、ともかく、尊い御祖先と言つて置けば、まづ納まつてゐます。もつと突き詰めて言へば、おほみまのうちにお這入りになる處の魂なのです。(全集第20巻三五七～八頁)

本稿では、この、祖霊≡天皇靈という点も含めて折口学説をおさえておきたい。

折口がしばしば言及しているように、日本書紀中で「天皇靈」という形の用例がみえるのは敏達天皇十年条の次の記事である。

A 詔して曰はく「惟るに、爾蝦夷を大足彦天皇の世に、殺すべき

者は斬し、原すべき者は赦す。今朕、彼の前の例に準ひて、元悪を誅さんとす」とのたまふ。是に稜槽等、懼然り恐懼みて、乃ち泊瀬の中流に下て、三諸岳に面ひ、水を歌りて盟ひて曰さく、「臣等蝦夷、今より以後子子孫孫、清き明き心を用て、天闕に事へ奉らむ。臣等、若し盟に違はば、天地の諸神及び天皇靈、臣が種を絶滅えむ。(傍線引用者。以下同じ)

天皇が敵対する者を制圧するという状況において傍線を施したような表現がなされているのだが、書紀中では、この類型とも考えられる表現が似たような状況で現れてくる。そして、折口はそういった用例を天皇靈の觀念を表す類例として考えているのである。従つて、敏達紀十年条のみを取上げて折口学説を検討しても意味をなさない。

西郷信綱氏は、折口が根拠とするところはこの敏達紀の一例のみだと解されていることであろうが、次のような厳しい評価を折口学説に対して与えている。

それ(筆者注——天皇靈)は、エゾの立てた盟のなかの語で、天皇の靈力というほどのごく一般的な意に用いたものに他ならない。ここから果たして「天皇靈」なる独自の外来魂があったと、持つてゆくことが許されるかどうか。(中略)折口説は文学的スリルに富むことが多いけれど、しばしば脆い基礎の上に立っているように思われる。少くともその「天皇靈」の説(中略)は確実に誤説の産物といつていい。

この西郷氏の批判は、やや不親切な折口学説の説みとりによるものと思われる。勿論、その責任の一半は折口の不親切な論文の書き方にもあるのだが、筆者としては、もう少しいいねいに折口のいわ

んとするところを追つてみたい。

「天皇靈」の類例の問題に戻らう。折口は、このことを、昭和十五年二月に「国学院雑誌」に掲載された座談会「神功皇后紀論議」中で述べている。さしあつて必要な部分だけ概要を示す。

まず神功皇后撰政前紀の

B(皇后曰はく)吾、神祇の教を被け、皇祖之靈を頼りて、滄海を浮渉りて躬ら西を征たむとす。(アルファベット符号は引用者による。以下同じ)

という部分が問題にされ、折口はこれはカムロキ・カムロミの魂が皇后につくのだとする。次に景行紀四〇年七月条の

C(ヤマトタケル曰さく)嘗、西を征ちし年に皇靈之威に頼りて、三尺剣を掲げて、熊襲國を撃つ。未だ浹辰も経ずして、賊首罪に伏ひぬ。今亦神祇の靈に頼り、天皇之威を借りて、往きて其の境に臨みて、示すに徳教を以てせむに、猶服はざること有らば、即ち兵を挙げて撃たむ。

を取上げ、これは、「主として戦闘と殺物の靈力」のことだろうとする。そこで藤井春洋が景行紀二八年二月の

D(ヤマトタケル曰さく)臣、天皇之神靈に頼りて、兵を以て一たび挙げて、頼に熊襲の魁師者を誅して、悉に其の國を平つ。はどうだ、と問うたのに対して、「もっとはっきりした用語例として」敏達紀十年条を引き、

概してこういふふうには、皇祖と神とが対句であらわされているというのは、けつして偶然ではありません。必ずそうした表現の習慣があり、それと同時に、皇祖のみたまと神祇のみたまとを並べてお考え申していたのです。「皇靈之威」と書かれたの

は、少しむつかしい表現ですが、前にありました、天皇霊と申す語と結局同じことを示されたのでしよう。畏れ多いことですが、天子さまの御身に入らせ給う皇祖の霊を申すことになりませうのでしよう。

とコメントしている。これらの発言によって、折口が天皇霊と皇祖の霊を等価のものとして考えていること、および「天皇霊」を含む表現を類型的なものとしてみて、それら類型的な用例をふまえて自説を構想していることがわかる。従って、その学説の検討のためには、折口の言及していないものも含めて、折口の考えを外れない範囲で「天皇霊」の類型とみられる表現を集めて見渡してみる必要がある。筆者の判断で、相当する用例を日本書紀から全て挙げてみる。

E 詔して曰はく「今、百済の王・安羅の王・加羅の王、日本府の臣等と、俱に使ひを遣して、奏せる状は聞しぬ。亦任那と共に、心を并せ力を一にすべし。猶尚し茲の若くせば、必ず上天の擁き護る福を蒙り、亦可畏怖き天皇之霊に頼らむ。」とのたまふ。
(欽明十三年五月)

F (高市皇子曰さく) 近江の群臣、多なりと雖も、何ぞ敢へて天皇之霊に逆はむや。天皇独りのみましますと雖も、臣高市、神祇の霊に頼り、天皇の命を請けて、諸將を引率で、征討たむ。
(天武元年六月二七日)

Eは高麗と新羅が任那を攻めようと企てているという報告に接した天皇の言葉、Fは壬申の乱中の高市皇子の言葉である。「天皇之霊」という形だが、Aと同義と考えてよいだろう。

G 天皇威霊を蒙りて、月の九日の酉時を以て、城を焚きて拔りつ。(欽明十五年十二月)

H 昔期ひきや、独峻き瀾を凌ぎて、更本土に向むといふことを。

然に聖帝之神霊に頼りて、僅に還り来ることを得たり。(垂仁後紀)

Gは朝鮮半島での戦果の報告中の言葉、Hは常世国から帰ったが天皇の死に間に合わなかった田島守の言葉である。

Hだけが異なるが、その他のAとGは全て戦闘ないしはそれに準ずる状況で使われている表現であり、味方を守り敵を圧倒する天皇ないしは皇祖の霊の威力を意味していると考えられる。Hは状況は違うが、天皇による霊的な守護の観念を表しており、要するに同じことである。

天皇の霊力が単独でいわれているのはD・G・Hだけで、他は天皇ないしは皇祖と神祇が対になって表現されている。つまり、折口の述べているようにそういう類型的な発想があるということになる。皇祖が現れるのはB一例だけだが、後述するように類例は統紀宣命の中にみえる。ともあれ、天皇の霊的な力は神祇の力に匹敵するものとして表現されたわけである。

これらの表現はいずれも漢籍に典故を指摘できる語彙によって構成されているし、発想そのものも漢籍にみられるものである。しかし、だからといってそのような観念が中国から直輸入されたものだと考える必要はないだろう。古代のある時代の天皇家とそれを取巻く人々が、天皇の持つ霊的な威力によって自分達が守護され敵が制圧されるという観念を持っていた、ないしは最低限、そういうフィクションを仕上げようとしており、それが書紀中に表明されたということはいってもよいだろう。

このような観念は、次に示すようにやや形を変えて続日本紀宣命にも現れる。言及はしていないが、折口信夫は、以下の用例もふまえていとみてよいだろう。

I 三宝ノ勝神キ大御言驗ヲ蒙リ、天坐神地坐神ノ相宇豆ナヒ奉佐枳ハヘ奉リ、又天皇御靈タチノ惠賜ヒ無賜フ事依テ顯シ示賜フ物在シト念召バ……(天平勝宝元年四月一日)

J 故尚是ハ大神ノ茲ビ示給ヘル物ナリ。又掛モ畏キ御世御世ノ先ノ皇ガ御靈ノ助給ヒ茲給ヘル物ナリ。(神護景雲元年八月十六日)

K 盧舍那如来最勝王經觀世音菩薩護法善神梵天帝釈四大天王ノ不可思議威神力、挂畏開關已来御宇天皇御靈、天地ノ神タチノ護助奉ツルカニ依テ、其等ガ穢ク謀テ為ル厭魅事、皆悉発覓ヌ。

(神護景雲三年五月二十九日)

L 此誠天地ノ神ノ慈賜ヒ護賜ヒ、挂畏開關已来御宇天皇大御靈タチノ穢奴等ヲ伎良比賜弃フニ依テ、又盧舍那如来觀世音菩薩護法梵天帝釈四大天王ノ不可思議威神力ニ依テシ、此逆在悪奴等者顯出而、悉罪ニ伏ヌラシ……(天平宝字元年七月十二日)

これらの用例では、おそらく、日本書紀の「皇祖之靈」(B)にあたる「天皇御靈タチ」「御世御世ノ先ノ皇ガ御靈」「開關已来御宇天皇御靈」「開關已来御宇天皇大御靈タチ」などという言葉が使われている。つまり、自分の魂ではなく祖先である歴代天皇の個々の魂のことをいっている。そして、それらが現天皇を祝福・守護し、敵を制圧するというのである。

I は奥州で金が発掘されたことを、J は伊勢神宮の上に瑞雲が現れたことをそれぞれ喜んで出されたものである。I は仏の言葉と歴代天皇・神祇の、J は天照大神と歴代天皇の守護によって、そういう目出たい出来事が起ったといっている。K・L はいずれも反乱に際して出されたものである。A～Gに通じる内容といえよう。すなわち、歴代天皇・神祇・仏などの強い霊的な威力が敵を圧倒するのである。

仏が加わってくる点を除けば、これらで表現されている観念と表現の類型性は、基本的には日本書紀のそれを継承しているといえてよいだろう。全て「皇祖之靈」的な言い方であるのは、三人称の叙述が基本の日本書紀と違って、宣命の言葉は天皇の一人称語りなので、自尊敬語はつけても、さすがに「我が靈力によって云々」とはいわなかったということだろう。そして、それでこと足りたわけだ。

このことを別の角度から見ると、「開關已来御宇天皇大御靈タチ」(L)といっても、現「天皇靈」といっても、表現としては等価であったということになる。つまり、こういえばそれで自分の靈的威力のことをいったことにもなったのである。なぜだろうか。おそらく、それは、魂が継承されるからである。——魂の継承を前提としなければ、両者が表現として等価であることの本当の理由は解けないと思う。

魂は、身体と外部、ないしは身体から身体へと往還する観念の世界の実体である。日本人はそのことを様々な象徴的手段によって表現してきた。天皇から天皇へも魂は継承されたに違いない。前稿でもふれたことだが、現代沖縄語のシジという言葉は靈力を意味する

と同時に血筋を意味する。それは、靈力の根源である魂が血筋に沿って継承されるからに他ならない。この考えは、おそらく古代天皇家にも適用可能であろう。従って、歴代天皇の魂の威力をいうことは自分の靈力をいうに等しかった。統紀宣命の用例はそういう古代的な観念を表明しているのである。

以上の検討から、天皇の靈的な力とその継承の観念が存し、ないしは作為され、それが「天皇靈」「先ノ皇ガ御靈」(丁)等の言葉で書紀・統紀中に表現されたとみておく。

三

折口信夫は、「いつ」という古語を、漢語表現である「天皇靈」に相当する和語として考えていた。それに対して、故池田弥三郎氏は、

『日本紀』の「天皇靈」と、「いつ」とが、びったりと一致するかどうかは、まだまだ考察の余地を残している。

として、この折口の所論にいま一段の研究を加える必要があることを示唆された。(9)以下、この、もう一つの言葉「いつ」について考えてみる。

少なくとも、両者の背景になっている観念についていえば、天皇靈の表現と「いつ」は重なりあうといえよう。

宣長は『古事記伝』で「いつ」を次のように注している。

書紀に稜威と書て、此云伊都とあり、(稜字は、漢書に威稜磨乎鄰國、注に神靈之威曰稜とあり、此意にてぞかかれけむ……いつ||稜威||神靈之威というわけである。「いつ」と天皇靈的表現の辞書の意味は重なる。

古事記の用例でみると、スサノオを迎撃つアマテラスの様を描写して、

Mまた伊都の竹柄を取り佩ばして、弓腹振り立てて、堅庭は、向股に踏みなづみ、沫雪なす蹴散らかして、伊都の男建び踏み建びて待ち……

ニギノミコトの降臨のさまを、

N天の石位離ち、天の八重たな雲を押し分けて、伊都のちわきちわきて、天の浮橋に、うじじまり、そりたたして、竺紫の日向の高千穂のくじふるだけに、天降りまさしめたまひき。

など、天皇家側が敵対者や無秩序な世界を制圧する場面でも、おそらくは天皇家側の強力な靈力を表現するために用いられている。「いつ」と天皇靈的表現が、同じ観念を背景にもつ言葉だということはいえよう。

問題はA~Lの中にみえる「天皇靈」以下の言葉は全て名詞であるのに対して、「いつ」の言葉としての性質・用法が

形状言。接頭語的に、あるいはイツノの形で体言につづく用法のみ。(時代別国語大辞典上代編)

とされる点である。もっと端的にいえば、「天皇威靈」(G)などに対してあるべき「すめらがみいつ」ないしは「すめらみことのみいつ」といった言葉が上代文献の中にみえないのである。池田弥三郎氏の発言はこのことをふまえてのものと思われる。もし「すめらがみいつ」的な用例が存したならば折口学説の蓋然性は高まるはずだが、それが無い。言葉の問題だけに限定した場合の折口学説の弱点として、「天皇靈」と「いつ」が、この点で言葉として完全に重なりあうとはいえないということが出てくる。

今のところ、「いつ」について筆者がいえることはこれだけである。

四

折口信夫は、「天皇霊」を上代語彙中の固有名詞として考えていたのだろうか。その点が筆者には不審である。「天皇霊」が類型をもつ表現の一部であることは、これまでの検討によって明らかであるし、先述のように、折口もそのことをはっきりと指摘している。そして、西郷氏の批判を待つまでもなく、それらの類型的用例群を何んらかの魂の名前を示す言葉として読むことは不可能であろう。

つまり、以上の語彙の検討から了解すべきことは、「天皇霊」とは、折口が自らの理論的モデルにつけた名前——すなわち、折口名彙なのだということである¹¹⁾。そこを押しなないで具体的な用例にあたってゆくと、折口の真の意図をつかみそこねてしまうことになる。

では、なぜ折口は「天皇霊」という言葉を中核にすえて自らのモデルを構築していったのだろうか。単に外来魂によって保証される王権ということであるなら、後述のように、太陽の魂や穀霊や国魂を問題にすれば十分であったように考えられる。なぜ、それらに加えて「天皇霊」を問題にする必要があったのか。前稿で述べたように、琉球王朝のセヂ信仰と日本古語の「いつ」を結び付ける発想が柳田・折口・伊波の研究グループの中で醸成されていたことは、理由の一つと考えてよいだろう。そのことと、おそらくは、大嘗祭の寝具の秘儀の起源と呪術の意味をどう解くかという問題意識から、「天皇霊」は折口によって注目されていったのである。従って折

口学説の検討としては、次に、大嘗祭の寝具の秘儀を取上げて論ずる必要があるわけだが、この点については、後日を期したい。

以下、本稿では、これまでの語彙の検討をふまえて、折口信夫の意図からはやや外れるかもしれないが、天皇霊論の理論的モデルとしての可能性について若干の考察を試みてみたい。

何度もくり返すようだが、天皇の霊力とその継承の觀念の存在を記紀・続紀から読みとることは可能であろう。問題は、その霊力が、折口が「天皇霊」と名付けたような、祖先から継承される何らかの特殊な魂によってもたらされるものと、古代の人々によって考えられていたのか否かということである。

折口は、魂の容れ物である身体（みま）に天皇霊が入っていることが天皇を天皇たらしめており、その天皇霊は永遠不滅だから、結局、歴代天皇はみな同一の資格を有するのだという。この折口の主張は、天皇が常にシャーマニックなポゼションの状態にあるということを意味するのではないだろう。この場合の天皇霊と天皇との関係は、例えば民俗信仰レヴェルの「お年玉」と子供との関係と同じようなものと考えるべきである。餅などに象徴される魂を身に受入れて子供が成長してゆくということが「お年玉」の信仰的な意味である。いうまでもなく、これはシャーマニックな憑霊ではなく、従って「お年玉」を与えられることによって子供の自我構造に劇的な変化が生ずるわけではない。勿論、魂を受入れることによって大人になるのと天皇になるのでは全くレヴェルが違うが、個人の自我構造との関係でいえば、天皇霊を身に受けて天皇が誕生するときも事情は同じである。どんな古代の天皇にも、一人一人個人的な意思やら欲望やら何やら、つまり、自我があったはずである。そういうい

た個々の天皇の自我構造が天皇靈を身に受入れることによって代々均質化されてきたなどということは、ありうることではない。つまり、折口のいう天皇靈の不変性と天皇の同一性とは、個々の天皇の自我構造の変化や均質化のことではない。そうではなくて——例えば、先代の天皇と次の天皇とが全く反対のことを考えたり行ったりしても、それは同じ天皇靈のしからしめるところだと古代の人々が考えた、ということはあるかもしれない。もし古代の人々の觀念の世界にそのようなものとした天皇靈なるものがあつたとしたら、それが折口のいう天皇靈であろう。つまり、天皇靈とは、全く意思や個性をもたないか、全ての人間の意思や個性を包含するかのいずれかでなければならぬ。ゼロか無限大かでなければならぬ。そして、それは祖先からもたらされた。

勿論、普通の親子の間でも魂は継承される。従つて、折口的な天皇靈の継承を想定するなら、なぜ天皇家に限つて、継承される魂が強調されるのか、その理由が説明されなければならない。なぜか。——おそらく、それは天皇家の血のカリスマを強調し保証するためである。そこにこそ、天皇靈の存在意義はあつたはずである。

鎮魂祭・大嘗祭と連続して行われる天皇の即位の儀式が、何らかの魂を天皇の身につけることを象徴的に表現したものであることは認めてよいだろう。鎮魂祭では、アマテラスの魂を呼び寄せて天皇の衣に齋い込め、呪術的な紐結びによって、それをつなぎとめてい(12)る。この衣は翌日の大嘗祭で天皇が実際に身にまとつたものらしい。魂を身につける方法としては神繩のマブイクミと全く同じであり、その呪術的目的は明らかである。大嘗祭の儀式の中心は天皇が悠紀・主基の國の米と酒を嘗することに(13)ある。この米と酒が穀靈を

象徴しているということは、いってもよいだろう。悠紀・主基は地方の國々の象徴であらうから、そこから献上された米・酒を天皇が嘗することは、地方の服属と天皇の支配を象徴するともいえる。それをさらに、折口信夫的に靈魂信仰の文脈に置きかえたら、國魂を天皇の身につけているのだということも可能かもしれない。

太陽の魂と穀物の魂と國々の魂と——天皇になるためには、これくらいの魂を身につけていなければならないように思われる。ところが、この制度では、天皇家にとつて大きな弱点が残つてしまう。それは、例えば、蘇我入鹿や惠美押勝でも鎮魂祭と大嘗祭を通過すれば天皇になれる可能性があるということである。従つて、祖先から伝わり、血筋を同じくする者にしか継承できない魂を強調する切実な要請が古代天皇家側にはあつたにちがいない。天皇家以外の者が天皇になれる信仰上の理論的可能性を抹殺するための仕掛けとして天皇靈が強調されてゆく必然性はあつたはずである。(14)

本稿でずつとみてきたように、天皇靈的な表現は、戦争やそれに準ずる場面で、天皇家側に敵対する者を天皇の威靈が排撃するといふパターンで現れるものがほとんどである。このことは、天皇靈の觀念の本質がその排他性にあることを示してはいまいか。その排他性が強烈であればあるほど、天皇家の血のカリスマは強調されたはずである。

折口信夫の天皇靈論の射程は自ずとこの辺りの深みまで届いていてと筆者は考えている。

もし觀念として天皇靈が存するなら、当然、そのたまふりのための儀礼があるはずである。そこで、やはり大嘗祭の寝具の秘儀が問題になつてくる。大嘗祭の寝具Ⅱ真床襲衣Ⅱ天皇靈のたまふりとす

る折口説には批判もある⁽¹⁵⁾。今のところ筆者にはこの折口説を立証するだけの準備はないが、これを簡単に捨て去るわけにはゆかないと思う。これまで縷々述べ来たように、天皇家の血のカロスマを保証する魂を先帝から新帝へ受け渡す呪術的な儀式が存しても不思議はないと思うからである。ニニギノミコトは真床襲衾に包まれて「伊都能知和岐知和岐豆」地上へ降りてきた。この伝承の示唆するところをもう一度考え直してみる必要があるのではないか。

注
1 拙稿「天皇霊の考察 その一」(昭和61年6月「三田国文」第5号所収)。

2 昭和9年「上代葬儀の精神」に発表。

3 昭和13年「即位御前記」(全集第20巻)に発表。

4 岡田精司氏は「河内大王家の成立」(昭和43年11月初出・『古代王権の祭祀と神話』所収)で、この伝承の背景に服属の儀礼を想定している。もしそうだとすると、傍線を施した類型的詞章がエゾの盟の中で出てくる理由の説明がつくかもしれない。なお、同氏は、三諸岳を皇位継承に関わる山とみて天皇霊と三諸岳との密接な関係も想定している。

5 「古代研究の異」(昭和60年6月「古代の声」二二二～二三頁)。
6 全集ノート編第9巻四一五～九頁。弟子を相手のものであり、折口に

よって最初からシナリオが設定された座談会であろう。なお、折口は、死の前年の昭和27年5月「悠久」第4巻1号に掲載された座談会「伊勢と日本文化」の中で、この座談会について「あれは今でも変へなくてもいいと思ふ」と述べている。

7 この点に関しては、昭和59年11月慶応義塾大学国文学研究会で口頭発表した際に、榎谷昭彦氏より御教示を賜った。

8 原文の送り仮名の万葉仮名を片仮名に改めて示す。

9 「神と芸能」(昭和49年9月初出・『日本文学伝承論』四五頁)。
10 『本居宣長全集』第9巻三一頁。

11 西村亨『折口名彙と折口学』(昭和60年9月)四〇頁参照。

12 山尾幸久『日本古代王権形成史論』(昭和58年4月)一六七頁参照。

13 衣を用いる方法は、久高島、紐を用いる方法は石垣島・波照間島で筆

者自身古老から聞いたことがある。

14 直木孝次郎氏は、天照大神が皇祖神として位置付けられたのは大化以後のことだとしている(「天照大神と伊勢神宮の起源」・昭和26年2月初出・『日本古代の氏族と天皇』所収)。もしそうであるとすると、拙論にとっては都合がよい。しかし、そうでなくとも、天照大神を天皇家の血筋の上に位置付けることは、天皇家の血のカロスマの強調の営みに他ならないわけで、その一環として天皇霊の意図的な強調がなされた想定することはできよう。

15 岡田精司編『大嘗祭と新嘗』(昭和54年4月)の岡田氏による「解説」。